



JSG ニュースレター
COVID-19 予防対策に伴う
法務対応に関する最新情報
【連載第 5 回】従業員解雇に係る
企業の注意事項

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾国内では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が続き、多くの産業に深刻な影響を及ぼしています。そこで、労働法令の理解・確認に努め、効果的な危機対策、労働紛争の防止に積極的に取り込む企業を支援するために、徳勤商務法律事務所は、「コロナ禍における労働法令に関してよくある企業からのご質問 10 個」を連載企画としてまとめました。第 5 回となる今回は「従業員解雇に係る企業の注意事項」を解説いたします。

企業は、新型コロナウイルス流行の影響により事業が縮小した、または赤字続きである、または 1 か月以上休業せざるを得なくなった場合において、従業員解雇しか対応方法がないとき、労働基準法第 11 条の規定に基づき、具体的な状況に応じて第二号の「赤字または事業縮小の場合」または第三号の「不可抗力による業務の一時停止が 1 か月以上に及ぶ場合」等の解雇事由を適用し、法により従業員に予告したうえ、解雇手当を支払って解雇を行うことができます。従業員を解雇する場合の要件および注意事項は、下記の通りです。

企業が従業員を解雇する際の注意事項

| | | | |
|-------------------------|------|---|---|
| ☆ 法定の 列挙事由 に限る | 注意事項 | ① 廃業または事業譲渡の場合 ② 赤字または事業縮小の場合 ③ 不可抗力による事業の一時停止が1か月以上に及ぶ場合 ④ 事業の性質の変更により、従業員数を減少させる必要がある、または割り当てる適当な業務がない場合 ⑤ 従業員の担当業務の遂行が確かに困難である場合 | ポイント 最終手段原則の遵守： 解雇は他に手段がなく、やむを得ない場合の最終手段でなければならず、雇用主は、可能な限り、解雇を避け、指導、訓練および配置転換など労働者の権益にあまり影響を与えない措置をとること。 |
| | | 予告期間 | |

| | | | | |
|----------------|------|--|---|---|
| ☆ 解雇の 届出 | 注意事項 | 従業員が退職する10日前までに、解雇対象となる従業員の 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、担当業務、解雇事由及び就職活動の指導の要否などの事項 についてリストを作成し、現地の主管機関および公共の就職支援サービス機関に届出すること。 | ポイント 解雇事由が天災、事変その他不可抗力の事情によるものであれば、解雇対象となる従業員の 退職日から3日以内 に行うこと。 | |
| | | 法に基づく 関連費用 の支給 | | 企業が法により支給すべき関連費用は、解雇手当、退職までの賃金、年次有給休暇の未消化日数分の賃金、約定により支払うべきボーナス等とする。 |
| | | 非自発的 退職証明 書の発行 | | 労働基準法第19条の規定 では、労働契約が終了する際に、労働者から勤務証明書の発行を請求されたとき、雇用主またはその代理人は発行を拒絶してはならないとされているため、 従業員はこれをもって雇用主に非自発的退職証明書を発行するよう請求することができる。 |

寄稿者紹介



陳彥勳 / Justin Y. Chen
中華民国弁護士/日本外国法事務弁護士
Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088
email: justinchen@deloitte.com.tw

台湾大学法学部・政治学部卒、日本東北大学大学院、台湾大学管理学院 EMBA 修了。日本の外国法事務弁護士（台湾法）に登録。日系企業に対して M&A、投資、IPO、訴訟対応、会社法、労働法等幅広いリーガルサービスを提供。「Legal 500」の Dispute Resolution、税法、コーポレート・M&A 等あらゆる分野で高い評価を獲得。

 Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)
台湾 JSG のホームページは[こちら](#)

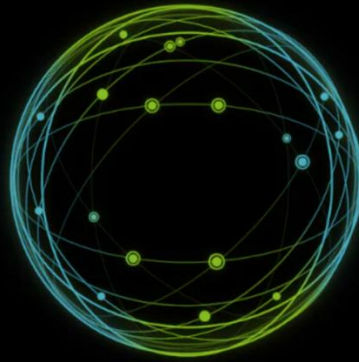


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

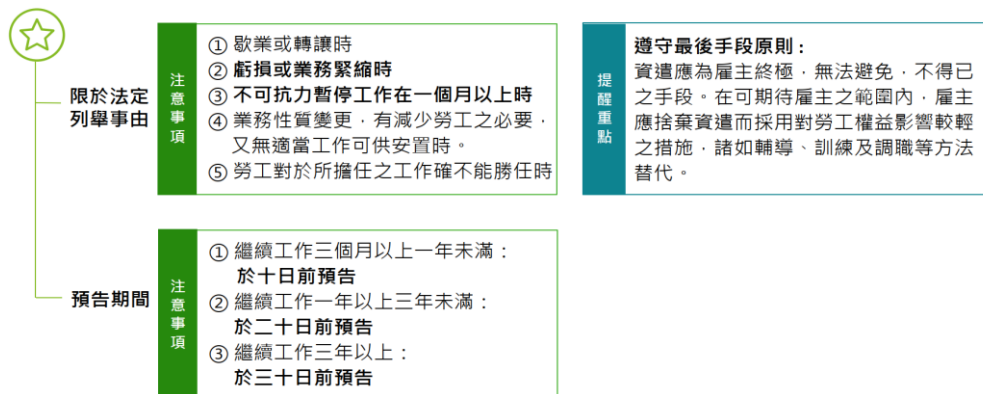
防疫法律快遞

【系列 5】解僱員工與企業應注意事項

隨著新冠肺炎 (Covid-19) 本土疫情持續嚴峻，逐步衝擊臺灣各產業領域，為協助企業積極了解與確認勞動法令，有效因應危機且預防紛爭，德勤商務法律團隊彙整規畫《疫情下企業常見的十項勞動法令問題》，今日推出【系列 5】解僱員工與企業應注意事項。後續將陸續提出其他勞動法令問題供企業參考。

如因疫情影響，業務緊縮或虧損之狀態已持續一段時間，或導致企業必須暫停工作一個月以上時，除資遣勞工外，已無其他方法可資運用時，企業得依勞動基準法第 11 條規定，視具體情況適用第 2 款「虧損或業務緊縮」或第 3 款「不可抗力暫停工作在一個月以上」等解僱事由，依法預告勞工後進行資遣。資遣勞工之要件及注意事項如下：

資遣勞工之企業應注意事項





資遣通報

注意事項

應於員工離職之十日前，將被資遣員工之姓名、性別、年齡、住址、電話、擔任工作、資遣事由及需否就業輔導等事項，列冊通報當地主管機關及公立就業服務機構。

提醒重點

資遣係因天災、事變或其他不可抗力之情事所致者，應自被資遣員工離職之日起三日內為之。

依法給付相關費用

注意事項

企業應依法給付相關費用，例如：資遣費、離職前工資、折算未休畢的特別休假工資、約定應給付之獎金等。

非自願離職證明書

注意事項

勞動基準法第 19 條規定，勞動契約終止時，勞工如請求發給服務證明書，雇主或其代理人不得拒絕。勞工得據此請求雇主開立非自願離職證明書。

作者簡介



陳彥勳 / Justin Y. Chen

中華民國律師/外國法事務辯護士(日本)

Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088

email: justinchen@deloitte.com.tw

台灣大學法律系學士、政治系學士、日本東北大學碩士、台灣大學管理學院 EMBA。陳彥勳律師提供日台企業併購及投資、IPO、商業糾紛、公司法及勞動等之法律諮詢及爭議處理，具日本「外國法事務辯護士」資格。在 Legal 500 評比中，陳彥勳律師於 Dispute Resolution、Tax、Corporate and M&A 等項目中皆獲得高度肯定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。